1　平成二十七年度の初日から平成二十七年四月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。
一　生鮮等牛肉　二万三百五十五トン
二　冷凍牛肉　三万七千五百三十七トン
2　平成二十七年度の初日から平成二十七年四月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各協定対象外輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。
一　生鮮等牛肉　六千六百四十八トン
二　冷凍牛肉　九千二百二十二トン

○財務省告示第百八十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十七年度の初日から平成二十七年四月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十七年五月二十九日

財務大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗

平成二十七年度の初日から平成二十七年四月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。
一　豚肉等　六万六千五百六十八トン
二　生きている豚及び豚肉等　六万六千五百六十九トン

○財務省告示第百八十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の八第四項の規定に基づき、平成二十七年度の初日から平成二十七年四月三十日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十七年五月二十九日

財務大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗

平成二十七年度の初日から平成二十七年四月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。
一　生鮮等牛肉　一万六千七百四十七トン
二　冷凍牛肉　二万八千三百十五トン

○財務省告示第百八十九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項第二号の規定に基づき、平成二十七年度における第二号に係る輸入基準数量及び同年度における第二号に係る協定対象外輸入基準数量を次のように告示する。

平成二十七年五月二十九日

財務大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗

1　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項第二号に規定する第二号に係る輸入基準数量は、平成二十七年度につき、平成十四年度及び平成十五年度における各年度の生鮮等牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量に百分の百十七を乗じて得た数量及び平成二十六年度における冷凍牛肉の輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量とし、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。
一　生鮮等牛肉　二十九万二千三百五十五トン
二　冷凍牛肉　三十四万九千九百四十七トン
2　関税暫定措置法第七条の五第一項第二号に規定する第二号に係る協定対象外輸入基準数量は、平成二十七年度につき次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。
一　生鮮等牛肉　十万千百九トン
二　冷凍牛肉　十六万千五百九十二トン

○財務省告示第百九十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第一項第二号の規定に基づき、平成二十六年度までの過去三年度における各年度の豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量を次のように告示する。

平成二十七年五月二十九日

財務大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗

八十三万四千九百八十七トン

○財務省告示第百九十一号

外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令（昭和二十四年政令第三百十一号）第二条の規定に基づき、外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令により財務大臣の指定する国（昭和二十七年八月大蔵省告示第千五百三十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月二十九日

財務大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗

第百七十号を次のように改める。

百七十　ジョージア

○厚生労働省告示第二百八十三号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十七年六月一日から適用する。

平成二十七年五月二十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第三に次の一号を加える。

六十　周術期カルペリチド静脈内投与による再発抑制療法　非小細胞肺がん（ＣＴ撮影により非浸潤がんと診断されたものを除く。）

○厚生労働省告示第二百八十四号

少年院法（平成二十六年法律第五十八号）の施行に伴い、厚生労働大臣が定める施設基準（平成十八年厚生労働省告示第五百五十一号）及び厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第五百五十六号）の一部を次のように改正し、少年院法の施行の日（平成二十七年六月一日）から適用する。

平成二十七年五月二十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一　厚生労働大臣が定める施設基準（平成十八年厚生労働省告示第五百五十一号）の一部を次のように改正する。

第三号ホ中「第９の11」を「第９の９」に、「少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）第一条」を「少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第三条」に改める。

第二　厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第五百五十六号）の一部を次のように改正する。

第九号中「第９の11」を「第９の９」に、「少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）第一条」を「少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第三条」に改める。

○厚生労働省告示第二百八十五号

社会福祉主事養成機関等指定規則（平成十二年厚生省令第五十三号）第三条第十二号の規定に基づき、社会福祉主事養成機関等指定規則第五条第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業（平成十二年厚生省告示第百五十二号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十七年五月二十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

題名中「第五条第十二号」を「第三条第十二号」に改める。

本則中「第五条第十二号」を「第三条第十二号」に、「社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則第五条第一号ヲ及び第七条第一項第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業」を「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業」に改める。

○農林水産省告示第千三百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岐阜県恵那市東野字保古山二三九〇の五、二三九〇の一二、二三九〇の一四、二三九〇の二二、二三九〇の二三、二三九〇の二七、二三九〇の四二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）